

交通機関の運休・非常変災等の場合の措置 (生徒必携 1 ページより)

1 交通機関が運休の場合

- (1) 登校する時間に、J R 内房線（五井駅を含む区間）、または小湊鉄道（上総川間駅または五井駅を含む区間）が運休している場合は自宅で待機すること
- (2) (1)の状況が午前8時の時点で継続している場合は、その日は臨時休業とする。
- (3) (1)の状況が午前8時までに解消した場合は、安全に登校できることを確認した上で、速やかに登校すること。
- (4) J R 内房線、小湊鉄道以外の交通機関が運休していて、登校が難しい場合は、自宅で待機すること。これらの交通機関が運転を再開したら、安全に登校できることを確認した上で、速やかに登校すること。

2 悪天候の場合

- (1) 登校する時間に、市原市に気象に関する警報または特別警報が発表されている場合は、しばらくの間、自宅で待機すること。
- (2) 登校する時間に、生徒本人が居住する市町村または登校時に通過する市町村に気象に関する警報または特別警報が発表されている場合は、しばらくの間、自宅で待機することを原則とする。ただし、これらの市町村の状況が、安全に登校できる状況であると保護者が判断した場合はこの限りではない。
- (3) (1)の状況が午前8時の時点で継続している場合は、その日は臨時休業とする。
- (4) (1)の状況が午前8時までに解消した場合は、安全に登校できることを確認したうえで、速やかに登校すること。

3 その他の場合

生徒が安全に登校することが困難な場合は、自宅で待機すること。

4 1～3における出欠席の扱い

当日の出欠席の扱いについては特欠とする（遅刻及び欠席とはしない）。

5 その他

- (1) 臨時休業となった場合は、自宅学習を行う。
- (2) 臨時休業等についてFair Cast(学校一斉連絡システム)で連絡する場合もあるが、上記1～3により、それぞれが判断すること。
- (3) 交通機関の運行状況、気象状況は千葉県防災ポータルサイトで確認すると便利です。

<http://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/portal/>